

2008年漁業センサス調査結果速報 (山口県・漁業経営体調査)

平成21年(2009年)9月
山口県総合政策部統計分析課

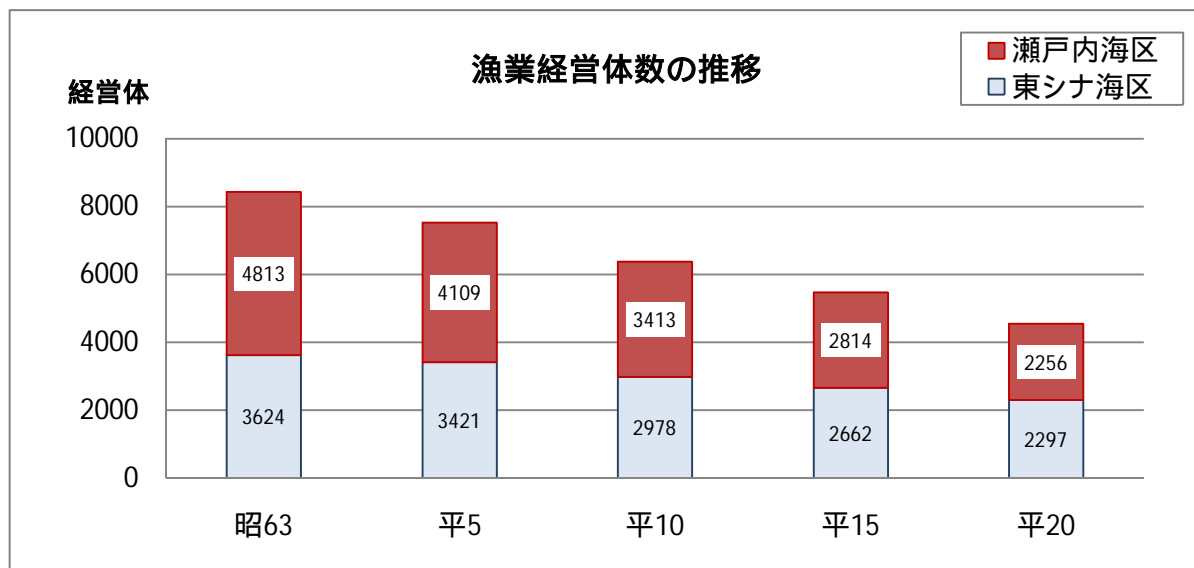
1 漁業経営体数

- (1) 今回の漁業センサスにおける漁業経営体数は4,553経営体で、前回調査(平成15年)の5,476経営体と比べて、923経営体(16.9%)減少した。

第1表 大海区別経営体数

(単位：経営体)

年次	山口県			全国
	県計	東シナ海区	瀬戸内海区	
平成15年	5,476	2,662	2,814	132,417
平成20年	4,553	2,297	2,256	115,194
対平15年増減率(%)	16.9	13.7	19.8	13.0



- (2) 経営組織別にみると、個人経営体が4,448経営体で全体の97.7%と大部分を占め、次いで会社55、共同経営34、漁業協同組合10、その他6となっている。

第2表 経営組織別経営体数

(単位：経営体)

経営組織	県計	構成比(%)	東シナ海区	瀬戸内海区
総経営体数	4,553	-	2,297	2,256
個人経営	4,448	97.7	2,226	2,222
会社	55	1.2	44	11
漁業協同組合	10	0.2	9	1
漁業生産組合	-	-	-	-
共同経営	34	0.7	15	19
その他	6	0.1	3	3

- (3) 個人経営体数は4,448経営体で、前回調査の5,360経営体と比べて、912経営体(17.0%)減少した。内訳をみると、「専業(自営漁業のみ)」が2,542経営体で全体の半数強(57.1%)を占めており、兼業である「自営漁業が主」が1,058経営体(23.8%)、同じく兼業である「自営漁業が従」が848経営体(19.1%)となっている。

第3表 専兼業別個人経営体数

(単位：経営体)

区 分	山口県				全 国	
	平成20年	構成比(%)	平成15年	対平15年 増減率(%)	平成20年	対平15年 増減率(%)
県計	4,448	-	5,360	17.0	109,451	13.1
専業(自営漁業のみ)	2,542	57.1	2,453	3.6	53,009	7.5
兼業(自営漁業が主)	1,058	23.8	1,772	40.3	32,294	24.3
〃(自営漁業が従)	848	19.1	1,135	25.3	24,148	28.9
東シナ海区	2,226	-	2,580	13.7	26,468	14.8
専業(自営漁業のみ)	1,224	55.0	1,077	13.6	13,820	10.0
兼業(自営漁業が主)	592	26.6	955	38.0	7,447	28.3
〃(自営漁業が従)	410	18.4	548	25.2	5,201	36.0
瀬戸内海区	2,222	-	2,780	20.1	18,367	14.9
専業(自営漁業のみ)	1,318	59.3	1,376	4.2	10,339	4.1
兼業(自営漁業が主)	466	21.0	817	43.0	4,507	31.5
〃(自営漁業が従)	438	19.7	587	25.4	3,521	30.8

- (4) 個人経営体の兼業状況を見ると、勤めている世帯員のいる経営体が1,240経営体(全個人経営体数に占める割合27.9%)となっている。

漁業以外の自営業では、水産加工業を兼業した経営体が39経営体(0.9%)であった。また、民宿を兼業した経営体は21経営体(0.5%)で、その年間利用者数は約1万人、遊漁船業を兼業した経営体は182経営体(4.1%)で、その年間利用者数は約2万5千人であった。

第4表 兼業種類別個人経営体数並びに民宿及び遊漁船の利用者数

区 分	経営体数	構成比	年間利用者数
(単位)	経営体	%	人
個人経営体	4,448	100.0	...
兼業			
自営業			
水産加工業	39	0.9	...
民宿	21	0.5	10,531
遊漁船業	182	4.1	24,657
その他	607	13.6	...
勤め	1,240	27.9	...

兼業は、世帯員の漁業以外の仕事の延べ数。

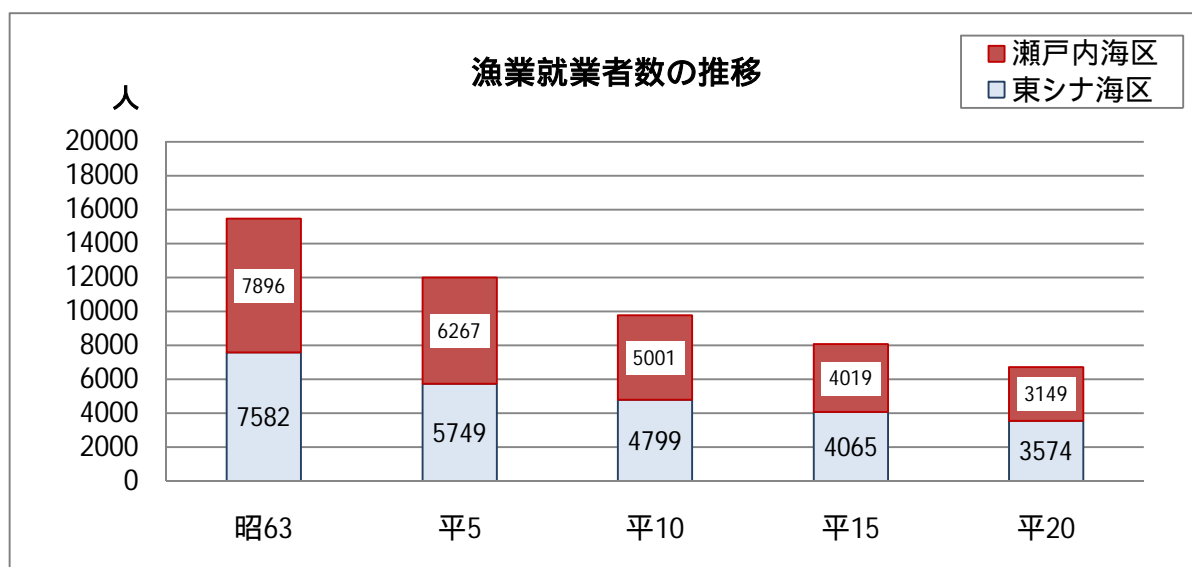
2 漁業就業者数

(1) 漁業就業者数は6,723人で、前回調査の8,084人と比べて、1,361人(16.8%)減少した。

第5表 漁業就業者数

(単位：人)

年次	山口県			全国
	県計	東シナ海区	瀬戸内海区	
平成15年	8,084	4,065	4,019	238,371
平成20年	6,723	3,574	3,149	221,896
対平15年増減率(%)	16.8	12.1	21.6	6.9



(2) 漁業就業者に占める65歳以上の就業者の割合は、前回調査の44.2%から49.5%となっており、65歳以上の占める割合が高くなっている。

第7表 65歳以上の漁業就業者の割合

(単位：人)

年次	山口県								全国		
	県計			東シナ海区		瀬戸内海区			計	65歳以上	64歳以下
	計	65歳以上	64歳以下	65歳以上	64歳以下	65歳以上	64歳以下				
平成15年	8,084	3,576	4,508	1,675	2,390	1,901	2,118	238,371	79,489	158,882	
構成比(%)	-	44.2	55.8	41.2	58.8	47.3	52.7	-	33.3	66.7	
平成20年	6,723	3,328	3,395	1,695	1,879	1,633	1,516	221,896	75,810	146,086	
構成比(%)	-	49.5	50.5	47.4	52.6	51.9	48.1	-	34.2	65.8	

3 漁船隻数

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の隻数は5,981隻で、前回調査の7,432隻と比べて、1,451隻(19.5%)減少した。

第6表 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数

(単位：隻)

種類・規模	県 計			東シナ海区			瀬戸内海区		
	平成 20年	平成 15年	対平15 年増減率 (%)	平成 20年	平成 15年	対平15 年増減率 (%)	平成 20年	平成 15年	対平15 年増減率 (%)
総 数	5,981	7,432	19.5	2,980	3,470	14.1	3,001	3,962	24.3
無動力漁船	55	104	47.1	23	35	34.3	32	69	53.6
船外機付漁船	1,243	1,584	21.5	718	791	9.2	525	793	33.8
動力漁船計	4,683	5,744	18.5	2,239	2,644	15.3	2,444	3,100	21.2
1トン未満	445	518	14.1	216	237	8.9	229	281	18.5
1～3	1,914	2,486	23.0	737	959	23.1	1,177	1,527	22.9
3～5	1,793	2,127	15.7	776	866	10.4	1,017	1,261	19.3
5～10	261	284	8.1	243	261	6.9	18	23	21.7
10～20	255	296	13.9	252	290	13.1	3	6	50.0
20～30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30～50	2	3	33.3	2	1	100.0	-	2	-
50～100	12	26	53.8	12	26	53.8	-	-	-
100～150	1	1	0.0	1	1	0.0	-	-	-
150～200	-	-	-	-	-	-	-	-	-
200～350	-	2	100.0	-	2	100.0	-	-	-
350～500	-	1	100.0	-	1	100.0	-	-	-
500～1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000～3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,000トン以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2008年漁業センサスの概要

1 調査の目的

2008年漁業センサスは、漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の機構

2008年漁業センサスにおいて、都道府県で調査を実施したものは海面漁業調査のうち漁業経営体調査であり、農林水産省の地方統計情報組織で調査を実施したものは、海面漁業調査の漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査、内水面漁業調査の内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査、流通加工調査の魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査である。

3 調査の方法（海面漁業調査に係る漁業経営体調査）

この調査は、農林水産省が作成、配布した海面客体候補者名簿について補正等を行った上、海面客体名簿を作成し、この名簿をもとに平成20年11月1日現在で統計調査員が各担当調査区内の漁業経営体に調査票を配布して行う自計申告調査の方法により実施した。ただし、漁業経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による面接調査の方法をとった。調査の対象となった市町村は18市町（漁業地区123）である。

< 本資料利用上の注意 >

- (1) 今回の公表値は概数値であり、後日刊行物として公表した数値をもって確定値とする。
- (2) 表中にある構成比等については、端数処理の関係で、合計と一致しない場合がある。
- (3) 統計表中に使用した符号は次のとおりである。
 - 「 - 」は該当数値のないもの
 - 「 」は負数又は減少したもの
 - 「 X 」は秘密保護上数値を公表しないもの
- (4) 本速報については都道府県で調査を実施した調査についてのみ掲載しており、農林水産省の地方統計情報組織で調査したものについては掲載していない。

用語の解説

過去1年間 漁業経営体	平成19年11月1日～平成20年10月31日 過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。</p>
<p>経営体の専兼業分類</p> <p> 専業</p> <p> 自営漁業が主 （第1種兼業）</p> <p> 自営漁業が従 （第2種兼業）</p>	<p>個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。</p> <p>個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。</p> <p>個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。</p>
漁業就業者	<p>満15歳以上で過去1年間に漁業に従事したも者で、自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。</p>
大海区	<p>水産統計の表彰単位で、全国の海域を9区分している。</p>